

## 小売業等の役務商標制度の導入について

この度「意匠法等の一部を改正する法律」の改正・施行に伴い、商標法の一部が改正され、平成19年4月1日から小売等役務商標の登録出願が受け付けられ、商標権が得られるようになりました。

この改正の趣旨は商品の販売に付随したサービスを一体として商標法上の役務に含まれるものと位置づけ、その役務について商標を保護しようとするものであります。

従来商標法は商品及び役務（サービスマーク）に付されている商標のみを保護対象としておりましたので、小売業者及び卸売業者（以下「小売業者等」という）が行なう店舗設計や商品展示、接客サービス、カタログ販売、通信販売、店舗屋上等に設置される広告看板、新聞広告、折込チラシ等に付される標章の使用行為は商標法上の「役務」には該当しないということで、保護対象とはなっていませんでした。

しかし、この度諸外国との調和及びニース協定の改正等により小売業者等の行なう顧客に対する「便益提供行為」も商標法上の「役務」として保護対象となりました。

以下主な改正点について、例示を示しながらご説明致します。

### 記

#### （１）商標法第２条の改正

商標法第２条の改正により、役務の内容に「小売及び卸売の業務において行なわれる顧客に対する便益の提供」の含まれることが明文化され、「便益の提供」行為自体が「役務」として保護対象となりました。

#### （２）保護対象の例示として、下記のような物に標章を付する行為が含まれます。

- 1．小売店舗等の屋上、正面玄関等の看板に標章を付する行為。
- 2．取り扱い商品や包装紙、買い物袋等に標章を付する行為。
- 3．テレビ、インターネットサイトでの通信販売における使用行為。例えば、テレビインターネットでの販売において、ディスプレイに標章を表示して商品販売のために商品の品揃え、商品説明などを行なう行為。
- 4．インターネットサイト上で取り扱い商品の広告を表示する際に、標章を表示する行為。
- 5．ショッピングカート・買い物かご等に標章を付する行為。
- 6．電車内の吊り広告（広告内に標章をひしたもの）に標章を付する行為。
- 7．新聞広告（広告内に標章を付したもの）に標章を付する行為。
- 8．新聞の折込チラシ（チラシ内に標章を付したもの）に標章を付する行為。
- 9．店舗内で商品カタログ・価格表（チラシ内に標章を付したもの）を展示、頒布する行為。
- 10．接客する店員の制服・制帽・名詞・名札等に標章を付する行為。
- 11．店舗内の販売場所の案内板（各階の売り場の案内板）に標章を付する行為。
- 12．ショーケースに標章を付する行為。
- 13．陳列棚に標章を付する行為。
- 14．商品見本に標章を付する行為。
- 15．会計用レジスターに標章を付する行為。
- 16．クリーニング済の衣服に標章を付する行為。
- 17．試着室に標章を付する行為。

等があげられますが、上記例示はあくまでもその一例であって、顧客に対する便益提供行為全てが保護対象となります（参考図・・特許庁テキストより引用）。

### （３）小売等役務商標の導入に際しての経過措置

#### １．特例期間の導入

平成１９年４月１日から平成１９年６月３０日の特例期間内に小売等役務商標を出願した場合、同日出願と看做され、先後願等の審査は行なわれません（商標法第４条第１項第１１号）。

２．特例期間中に申出された商標出願であって、施行日より前から不正競争の目的でなく、使用されている役務商標については、継続的使用権が認められるばかりではなく、未使用の商標に対して優先して商標登録を受けられます（なお、その場合には後日使用証明書を求められる場合があります）。

#### （４）役務内容の記載例

願書には、役務内容の記載例として、例えば第３５類「衣料品・飲食料品及び生活用品に係る各種商品を一括して取り扱う小売又は卸売の業務において行なわれる顧客に対する便益の提供」、あるいは第３５類「被服の小売又は卸売りの業務において行なわれる顧客に対する便益の提供」等と記載されます。

上記のように商標法が４月１日より改正・施行されますが、この改正法が施行されますと、特に「広告行為」について、第三者により貴社商標が小売等役務商標について権利取得された場合、貴社「ハウスブランド」等が使用できなくなる恐れがありますので、充分ご注意ください。

弊所としては貴社が現在小売等役務商標を上記のような例示例で、施行日前からご使用しているとすれば、特例期間中に申出されることをお勧め致します。

なお、本件について何かご質問等があればお気軽にこのホームページのお問い合わせにアクセス、又は電話等にてお尋ね下さい。

## 参 考 図



図面は一般消費者と例えば、百貨店「白兔屋」との関係を表したものです。

「白兔屋」は商品商標として、指定商品第30類「パン」、第30類「食用魚介類」及び31類「野菜」について商標権を取得しておりますが、これら商品を販売するに当たっては消費者、即ち、顧客に対して種々の便益を提供しております。例えば、この百貨店では屋上に「白兔屋」の標章を表示した大きな広告看板を設置したり、あるいは「白兔屋」なる標章を表示したアドバルーンを揚げて広告しております。また店内では、「白兔屋」の名札を付けた店員が消費者に商品説明をしたり、消費者は「白兔屋」の標章の付された買い物かごに商品を入れたり、「白兔屋」の標章を付されたレジで精算したり、更には「白兔屋」の標章の付された「ショッピングカート」を用いて商品を販売しております。

しかし、上記のような「看板」「名札」「買い物かご」「レジ」あるいは「ショッピングカート」に付された標章は商品商標とは認められておりませんでした。この度の商標法の改正は、上記のような「便益提供行為」を保護しようとするものです。

担当（弁理士 和田 成則）